

### 3. 教育訓練休暇取得の認定

**教育訓練休暇給付金支給対象者**は、教育訓練休暇取得の認定を受けようとするときは、原則として、**教育訓練休暇取得認定日**に、教育訓練休暇取得認定申告書に教育訓練休暇の取得を証明することができる書類を添えて**管轄公共職業安定所の長**に提出しなければならない。

教育訓練休暇取得の認定は、教育訓練休暇開始日から起算して**30日に1回ずつ直前の30日の各日**について、管轄公共職業安定所長へ申告し、教育訓練休暇給付金を受給する。

### 4. 受給期間

原則	休暇開始日から起算して <b>1年間</b>
例外	受給期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により <b>引き続き30日以上</b> 教育訓練を受けることができない一般被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合、当該理由により教育訓練を受けることができない日数を1年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、 <b>4年間</b> ）とする。

### 5. 所定給付日数

教育訓練休暇給付金の趣旨に照らし、基本手当と同様の所定給付日数分を支給する。

算定基礎期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
給付日数	90日	120日	150日

### 6. 日額

教育訓練休暇給付金の日額は、教育訓練休暇給付金の支給を受けることができる一般被保険者を受給資格者と、休暇開始日の前日を受給資格に係る離職の日とみなした場合にその者に支給されることとなる**基本手当の日額に相当する額**とする。



試験対策上、以下の事項は必ず押さえておきたい。

- ①教育訓練休暇給付金は**一般被保険者のみ**に支給されるものであり、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者は対象外である。
- ②算定基礎期間に相当する期間が休暇開始前に**5年以上**必要である。
- ③教育訓練休暇取得の認定は、休暇開始日から起算して**30日に1回ずつ直前の30日の各日**について行われる。
- ④受給期間は原則として**1年間**（4年間まで延長の特例あり）。
- ⑤**基本手当の日額相当額**が、基本手当と同様の所定給付日数分（**90日、120日、150日**のいずれか）支給される。